

商品販売約款

第1条（目的）

甲を買主とし、乙を売主とする乙の取扱商品（以下「本商品」という）の販売取引（以下「商品販売取引」という）には商品販売約款が適用される。

第2条（個別契約）

本商品の明細、代金、納期、納入場所、その他商品販売取引に必要な条件は個別契約で定める。

第3条（再販売）

甲は、甲の顧客へ本商品を再販する目的で乙から本商品を購入する場合、次の各号の定めを遵守する。

- (1) 本商品の円滑な供給をはかるため乙が甲に対して販売計画等の提供を求めた場合、当該販売計画等を乙に速やかに提供すること
- (2) 甲及び乙があらかじめ本商品の価格について合意している場合、乙の本商品の価格改定に関する申し出を異議なく承諾すること（ただし、乙は、改定実施日の30日前までに書面にて甲に通知するものとし、改定実施日前に既に成立した個別契約については、価格改定前の旧価格が適用されるものとする。）
- (3) 乙が本商品に関して製造元と締結する契約等の取決めに基づく甲の義務となる事項、又は製造元より乙を経由して甲になされる通知、指示、指導若しくは申し出を異議なく承諾すること
- (4) 乙が本商品に関して製造元と締結する契約等の取決め、又は製造元より乙になされる指示により、共通約款及び商品販売約款又は個別契約を変更する必要がある場合、乙の共通約款及び商品販売約款又は個別契約の変更に関する申し出を異議なく承諾し、乙が申し出る内容に共通約款及び商品販売約款又は個別契約を変更すること
- (5) 前各号の規定を担保するため、甲の顧客に対し必要な措置を講じること

第4条（納入）

乙は、自己の費用と責任において、個別契約に従って本商品を納入する。

- 2 本商品の納入時の商品梱包仕様は、乙の定める標準仕様とする。なお、乙が、甲の要請に基づき本商品を標準仕様以外の仕様で梱包する場合には、甲は、乙がかかる梱包に要した費用を負担する。
- 3 乙は、甲の乙に対する支払が遅滞し又は遅滞すると認められる相当の事由があるときは、甲に対する出荷を停止することができる。

第5条（検査）

甲は、本商品の納入後7日以内（以下「検査期間」という）に検査を行い、異議がない場合は、その旨を確認できる書面に記名押印し乙に交付するものとし、これをもって検査に合格したものとする。甲は、本商品に、種類、品質、数量に関して、個別契約の内容との不適合を発見した場合には、検査期間内に、乙に対して書面をもってかかる旨を通知する。

- 2 乙は、前項の通知があった場合、直ちに当該不適合を是正するものとし、この他の責を何ら負わない。
- 3 商品販売取引、業務委託取引（業務委託約款第6条（検査）第4項の場合を除く）及び工事請負取引のうち、個別契約において2以上の取引を行う場合（以下「複合取引」という）、複合取引に含まれる本商品の納入、本件業務の実施完了又は（及び）工事の完了のすべてが終了した時をもって本商品の納入とみなし、前二項を適用する。

第6条（所有権・危険負担の移転）

本商品の危険負担は、乙が第4条（納入）に従い本商品を納入した時に、乙から甲に移転する。

- 2 本商品の所有権は、前条（検査）に従い本商品が検査合格した時に、乙から甲に移転する。

第7条（支払方法）

乙は、個別契約で定める本商品の代金及びこれに賦課される消費税及び地方消費税額との合計金額を本商品の検査合格日（複合取引の場合は、そのすべてが検査に合格した日）以降速やかに甲に請求する。

- 2 甲は、共通約款第7条（支払条件）に従い、乙に本商品の代金を支払うものとする。

第8条（契約不適合責任）

本商品に種類、品質、数量に関して、検査で発見できなかった個別契約の内容との不適合が発見された旨、当該不適合の内容及び是正要求の通知を甲が書面にて乙に対して行った場合、乙は、「ネットワングループ機器保証」又は本商品の製造元所定の保証内容に従った対応を行うものとし、当該保証内容を超えた責任を負わないものとする。

- 2 前項の規定にもかかわらず、本商品の不適合が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は本条に定める責任を負わない。

- (1) 甲の指示又は甲の仕様に起因する場合
- (2) 甲又は第三者による本商品の改造に起因する場合
- (3) 本商品を他製品・システムへ組み込み、若しくは他製品・システムと接続したことに起因する場合
- (4) 本商品の誤用又は乱用に起因する場合

(5) 通常の使用による磨耗・損耗等に起因する場合

(6) その他甲の責に帰すべき事由に起因する場合

3 前二項にかかわらず、本商品について、保守サポートに関する契約を締結している場合は、当該契約の定めが適用される。

第9条（第三者の権利侵害）

本商品が第三者の特許、実用新案その他の知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれがあるとして当該第三者と甲との間に紛争が生じた場合には、甲がその旨を書面にて速やかに乙に通知し、かつ当該紛争の解決に必要なすべての権限及び十分な情報を甲が乙に付与することを条件として、乙が自己の費用と責任において当該紛争解決にあたる。ただし、乙の責任は、共通約款第13条（損害賠償責任）第1項及び第2項所定の範囲を超えない。

2 前項の規定は、当該侵害が次の各号のいずれかに該当する場合には適用されず、かかる場合は甲が自己の責任と費用により当該紛争を解決する。

(1) 甲の指示又は甲の仕様に起因する場合

(2) 甲による本商品の改造に起因する場合

(3) 本商品を他製品・システムへ組み込み、若しくは他製品・システムと接続したことに起因する場合

(4) その他甲の責に帰すべき事由に起因する場合

3 第1項の場合において、知的財産権の侵害を理由として本商品の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、甲と協議のうえ、乙の費用負担により、権利侵害のない他の製品との交換、権利侵害している部分の変更、継続使用のための権利取得のいずれの措置を講じることができるものとする。

第10条（本商品の改変・改造）

甲は、本商品を改変・改造してはならない。万一、甲が改変・改造を行ったことにより、第三者の権利侵害の問題を生じた場合、第三者の生命、身体又は財産に損害を発生させた場合、その他乙に何らかの損害を及ぼすおそれのある事態が発生した場合には、甲は、自己の費用と責任において問題を解決し、乙に対して一切の損害を及ぼさない。

第11条（著作物等に関する特約）

甲は、本商品のうち、コンピュータソフト又は出版物等、著作権法等に基づいて保護される商品に関しては、その複製・解析・リバースエンジニアリング・頒布・翻案等をしてはならない。

2 甲が、万一、前項に反する行為を行ったことにより、乙又は第三者の著作権若しくはその他の権利侵害の問題を生じたときは、甲は、乙の損害を補填するか自己の費用と責

任において問題を解決し、乙に対して損害を及ぼさない。

- 3 前二項にかかわらず、本商品の製造元等が提供する本商品の使用許諾書等が存在する場合、当該使用許諾書等に定める規定が優先する。

第12条（ソフトウェアに関する特約）

乙がソフトウェアライセンス若しくはソフトウェアを使用した製品又は第三者提供のサービス（以下あわせて「ソフトウェア等」という）を甲に販売する場合、ソフトウェア等については、甲及びソフトウェア等の提供元との間で使用許諾契約が締結されるものとし、甲は当該使用許諾契約の条件を遵守するものとする。

- 2 共通約款及び商品販売約款の定めにかかわらず、ソフトウェア等に関する乙の責任は、ソフトウェア等を利用開始時において利用可能な状態にすることに限られるものとし（ただし、ソフトウェアのインストール、アクティベート作業等、ソフトウェア等を利用可能な状態とするために甲の行為を要する場合には、当該必要な行為は甲の責任において行うものとする。）、乙は、ソフトウェア等の提供元に起因するソフトウェア等の不具合又は債務不履行については責任を負わないものとし、ソフトウェア等の提供元が使用許諾契約に定める範囲内で甲に対して直接責任を負うものとする。

第13条（輸出の禁止）

甲は、事前に乙から書面による許諾を得ることなく、自ら又は第三者を通じて本商品を輸出してはならない。

第14条（商標等）

甲は、本商品に付けられた商標（以下「本商標」という）を変更してはならず、当該本商品を広告等に使用する場合は、事前に乙の承諾を得る。

- 2 甲は、日本国の内外にかかわらず、本商標を登録し、第三者に譲渡又は使用許諾してはならない。
- 3 甲は、本商品において本商標以外の商標又は商号を使用してはならない。

第15条（存続条項）

第8条（契約不適合責任）、第9条（第三者の権利侵害）、第10条（本商品の改変・改造）、第11条（著作物等に関する特約）、第12条（ソフトウェアに関する特約）、第13条（輸出の禁止）、第14条（商標等）及び本条の定めは、個別契約が終了した後もなお有効に存続する。

附則

この約款は、2020年3月10日から実施する。

この約款は、2021年4月1日に変更し、同日から実施する。